

## 公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

フォローアップ用

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：田上町下水道事業特別会計

事業名	特定環境保全公共下水道 公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和52年12月26日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	職員数（H23. 4. 1現在）		2
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除線上償還の対象とされた公営企業債のうち、線上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

## 2 財政指標等

資本費	360円（21年度）	財政力指数	0.432（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	82.3（21年度）	実質公債費比率（％）	16.4（22年度）
		将来負担比率（％）	133.9（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。)

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	田上町長 佐藤邦義
既存計画との関係	経営計画書（平成21年度～平成30年度）
公表の方法等	ホームページで公表し、議会においても説明を行う。
基本方針	建設改良費における財源の確保については、受益者負担金の徴収を行う。維持管理費については、経費の節減に努めるとともに施設管理を積極的に民間業者に委託し、維持管理費の抑制を図る。また、加入促進の強化を図ることで使用料の増収を図る。なお、繰入金に関しては、維持管理費の使用料収入の不足分に充当する。

I 基本的事項（つづき）  
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	138,545.6	99,747.4	109,725.8	348,018.7
	補償金免除額	26,559.0	21,779.7	27,001.8	75,340.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)  
3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	138,545.6	99,747.4	109,725.8	348,018.7
合 計 (A)		138,545.6	99,747.4	109,725.8	348,018.7
「繰上償還の うち 再掲(再掲)の 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		138,545.6	99,747.4	109,725.8	348,018.7

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還の うち 再掲(再掲)の 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還の うち 再掲(再掲)の 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>「生活環境の改善、公共用水域の水質保全」を目指し、加入率の向上と快適な生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図る。また、年数経過に伴う設備等の修繕を効果的に行いながら、下水道施設の適正な維持管理に努める。</p> <p>現在の使用料収入では汚水処理経費をまかなえていない状況である。汚水処理経費のほとんどは公債費であり、償還は一般会計からの繰入金を充当している。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金収入の増加</p> <p>下水道の加入促進を図ることで、水洗化率の向上に伴う使用料の増収に努める。</p> <p>課 題 ② 維持管理費等の節減合理化</p> <p>現在施設の節減に努めており、今後においてもより一層の節減を行っていく。</p> <p>課 題 ③ 定員管理の適正合理化</p> <p>人件費の削減に努めており、今後においても適正な人員配置を行っていく。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度									
		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前2年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	222	213	198	168	260	273 277	252 355	249 324	235 320	221 308
	(1) 営 業 収 益 (B)	99	108	112	111	111	109 111	113 111	110 111	110 111	110 111
	ア 料 金 収 入	77	79	81	80	80	78 80	82 80	79 80	79 80	79 80
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	22(22)	29(29)	31(31)	31(31)	31(31)	31(31)	31(31)	31(31)	31(31)	31(31)
	(2) 営 業 外 収 益	123	105	86	57	149	164 166	139 244	139 223	125 209	111 197
	ア 他 会 計 繰 入 金	122	104	85	55	149	164 165	139 243	139 222	125 208	111 196
	イ そ の 他	1	1	1	2	0	0 +	0 +	0 +	0 +	0 +
	2 総 費 用 (D)	223	212	197	167	170	166 164	146 149	140 138	131 132	126 128
	(1) 営 業 費 用	107	103	98	74	83	85 83	82 83	87 83	83	83
ア 職 員 給 与 費	16	14	14	6	6	6	6	6	6	6	
ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	91	89	84	68	77	79 77	76 77	81 77	77	77	
(2) 営 業 外 費 用	116	109	99	93	87	81	66	55	50	45	
ア 支 払 利 息 (雨水)	12	11	11	10	10	9	9	8	8	8	
(汚水)	104	98	88	83	77	72	57	47	42	38	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	1	1	1	0	0	0 +	0 +	0 +	0 +	0 +	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-1	1	1	1	90	107 113	106 206	109 196	104 187	95 180	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	238	321	351	255	165	352 314	194 167	87 131	84 176	
	(1) 地 方 債	114	195	149	117	114	314 216	259 155	117 35	95 35	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	68	80	90	100	100	90 99	97 0	90 0	90 0	
	(2) 他 会 計 補 助 金	103	113	120	114	33	26 17	19 20	29 17	31 14	46 14
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	11	23	18	18 19	18 19	6 35	5 35	20 35
	(6) 工 事 負 担 金	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	(7) そ の 他	20	12	71	1	0	0 +	18 0	15 0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	239	322	352	256	256	462 466	421 400	278 283	235 271	271 264
(1) 建 設 改 良 費	34	34	118	53	47	41 47	67 47	59 70	23 70	63 70	
ウ ち 職 員 給 与 費	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	205	288	234	203	209	421 419	354 353	219 213	212 204	208 194	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-1	-1	-1	-1	-91	-104 -118	-107 -206	-111 -196	-104 -187	-95 -180	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-2	0	0	0	0	-1	3	-1	-2	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	6	4	4	4	4	4	3	6	5	3	3	3
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4	4	4	4	4	3	3	6	5	3	3	3
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒字 (P)	4	4	4	4	3	3	6	5	3	3	3
	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	51.9	42.6	45.9	45.4	68.6	46.5	50.4	69.4	68.5	66.2	66.2	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	99	108	112	111	111	109	113	110	110	110	110	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	99	99	108	112	111	111	109	113	110	110	110	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)	2,853	2,760	2,677	2,591	2,498	2,391	2,296	2,194	2,077	1,979	1,979	
						2,396	2,199	2,022	1,857	1,699	1,699	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益 的 収 支 分	144	133	116	86	180	195	170	170	156	142	142	
うち基準内繰入金	143	133	116	86	177	196	170	156	142	142		
うち基準外繰入金	1	0	0	0	3	189	169	162	152	138		
資 本 的 収 支 分	103	113	120	114	33	193	271	250	236	224		
うち基準内繰入金	18	18	18	19	16	6	1	8	4	4		
うち基準外繰入金	85	95	102	95	17	3	3	3	3	3		
合 計	247	246	236	200	213	26	19	29	31	46		
						17	29	17	14	14		
						11	8	8	9	10		
						12	11	11	21	22		
						5	12	8	5	4		
						221	190	199	187	188		
						213	294	270	253	241		

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	27.8	21.7	25.7	28.3	96.7	91.9 <del>96.2</del>	99.5 <del>96.2</del>	91.0 <del>95.9</del>	95.3 <del>95.9</del>	95.3 <del>95.8</del>
資本費	(円)	547	681	478	360	369	411 <del>394</del>	347 <del>601</del>	338 <del>576</del>	328 <del>533</del>	308 <del>499</del>
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		51.9	42.6	45.9	45.4	68.6	46.5 <del>47.5</del>	50.4 <del>70.7</del>	69.4 <del>95.2</del>	68.5 <del>95.8</del>	66.2 <del>95.7</del>
繰入金比率	収益的収入分 (%)	64.9	62.4	58.6	51.2	69.3	71.4 <del>70.8</del>	67.5 <del>77.1</del>	68.3 <del>75.8</del>	66.4 <del>74.7</del>	64.3 <del>73.7</del>
	うち基準内繰入金 (%)	64.4	62.4	58.6	51.2	68.1	69.2 <del>69.7</del>	67.1 <del>76.3</del>	65.1 <del>74.9</del>	64.7 <del>73.8</del>	62.5 <del>72.7</del>
	うち基準外繰入金 (%)	0.5	0.0	0.0	0.0	1.2	2.2 <del>1.1</del>	0.4 <del>0.8</del>	3.2 <del>0.9</del>	1.7 <del>0.9</del>	1.8 <del>1.0</del>
	資本的収入分 (%)	43.3	35.2	34.2	44.8	20.0	7.3 <del>4.8</del>	6.1 <del>10.3</del>	17.4 <del>19.5</del>	23.7 <del>16.7</del>	26.1 <del>16.7</del>
	うち基準内繰入金 (%)	7.6	5.6	5.1	7.5	9.7	3.1 <del>3.4</del>	2.6 <del>4.1</del>	4.8 <del>10.3</del>	6.9 <del>10.7</del>	5.7 <del>11.9</del>
	うち基準外繰入金 (%)	35.7	29.6	29.1	37.3	10.3	4.2 <del>1.4</del>	3.5 <del>6.2</del>	12.6 <del>9.2</del>	16.8 <del>6.0</del>	20.5 <del>4.8</del>

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
  - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
  - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
- (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
  - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100
  - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
  - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
  - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
  - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※／汚水処理費※ × 100
  - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金の改定は一般的に2～4年が適当とされているが、当町ではこの期間内での見直しは難しく、平成16年度から改定を行っていない。今後は、処理区域内人口の減少が見込まれることから、使用水量の減に伴い使用料の増収が難しい。
2 他会計繰入金の見込み	使用料収入では汚水処理経費がまかなえていない状況であり、収入不足分に一般会計からの繰入金を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	なし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		毎年、経費縮減のための見直しを実施しており、今後においても適正な業務運営に努める。
○ 定員管理	③	町の集中改革プランに沿ったものであり、平成12年度以降人員配置の見直しを行ってきたところである。ここ数年、事業量の減少に伴い、平成21年度に3人から2人へと人件費の削減に努めた。今後においても、定員管理の適正化に努めるとともに、業務量に応じた人員配置を行っていく。なお、平成23年度から平成27年度の人員計画は、現状維持の見込みである。
○ 給与のあり方		国に準拠。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		国に準拠。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		国に準拠し、平成18年度より廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方		法的義務付けがあるものを実施している。(職員健康診断のみ)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	毎年、経費縮減のための見直し等を行ってはいるが、施設等の老朽化により修繕費等の増加が見込まれる。今後においては、節減できる部分を調査・検討し経費縮減に努めるとともに、より一層の適正な維持管理を行っていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		現段階でできる限りの業務(施設の維持管理・設備点検及び検査等)、を委託しており、経費の節減を図っている。今後も適切な管理監督の下、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意し、民間委託の推進に努める。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		本来の料金設定は維持管理費及び元利償還金をまかなうものであるが、試算段階でかなりの高い料金設定となり、住民の負担が莫大なものとなることから、平成16年度の料金改定(改定率22.2%)では、20㎡/月あたり3,465円(使用料単価165円)に水準を引き上げ、維持管理費をまかなうこととした。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	料金水準は著しく低くはないが、使用料収入により維持管理費をまかなえてはいない状況である。このため、水洗化率の向上及び使用料の増収に努めるとともに、今後においても、将来の経営状況を見据えた適正な料金改定を検討する必要がある。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		経営健全化や財務状況等の公開については、一般会計とともに町広報紙で住民に周知を行い、また議会においても説明を行っている。なお、行政評価の導入においては、一般会計と足並みを揃えて検討中である。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		一般会計とともに町広報紙で住民に周知を行い、また議会においても説明を行っている。今後においても、住民が理解・評価しやすいような工夫に努める。
○ 行政評価の導入		検討中である。
4 その他		なし

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	毎年、経費縮減のための見直しを実施している。今後においても、下水道施設の年数経過に伴う設備等の修繕を効果的に行いながら、節減できる部分を調査・検討し経費縮減に努めるとともに、より一層の適正な管理運営を行っていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	該当なし
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	収益的収支における基準外繰入金は、より一層の下水道の加入促進を図ることで、水洗化率の向上及び使用料の増収に努め、軽減を図るものとする。資本的収支における基準外繰入金は、企業債元金償還に対する割合が大きい。起債借入の軽減を図るため、整備計画の見直し等による建設改良費の縮減に努めることで汚水資本費を減らし、基準外繰入金の解消を図っていく。
4 その他	なし

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)		(延長計画第4年度)
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	3,037	3,032	3,002	2,981	2,947	2,926	2,926	2,926	2,882	2,878	2,873	2,867	
		A 増減													
		水洗便所設置済人口(人)	2,645	2,667	2,645	2,638	2,617	2,616	2,616	2,616	2,589	2,583	2,585	2,583	
		B 増減													
	C 増減	水洗化率(%)	87.1	88.0	88.1	88.5	88.8	88.4	88.4	88.4	89.9	89.9	90.0	90.1	
		D 増減													
	②	有収水量(m <sup>3</sup> )	376,620	388,362	392,905	389,529	389,954	379,072	389,954	379,072	384,754	389,739	389,408	389,075	
		E 増減													
		使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	203	204	205	206	205	205	205	205	207	203	203	203	
		F 増減													
	③	料金改定率(%)													
		G 増減													
④	④ 其他( )														
	H 増減														
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	424,016	496,443	426,862	365,676	274,781	283,869	279,867	-140,147	260,120	259,572	251,465	243,482	
		I 増減													
	J 増減	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	140	164	142	123	93	96	97	97	80	90	88	85	
		K 増減													
	L 増減	汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	729	939	798	728	212	223	212	212	212	213	213	213	
		M 増減													
⑥	汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> )	282	261	245	189	212	223	212	212	208	213	213	213		
	N 増減														
使用料回収率(E/K×100)	⑥ 其他( )														
	M 増減														
	使用料回収率(%)	27.8	21.7	25.7	28.3	96.7	91.9	91.9	91.9	99.5	91.0	95.3	95.3		
	O 増減														
累積欠損金比率(%)	当初計画の目標値														
	(実績値)														
	延長計画の目標値														
	(実績値)														
企業債現在高(百万円)	当初計画の目標値		2,763	2,685	2,612	2,524	2,430	2,430							
	(実績値)	2,853	2,760	2,677	2,591	2,498	2,391	2,391							
	延長計画の目標値									2,296	2,194	2,077	1,979		
	(実績値)									2,190	2,022	1,857	1,600		

(単位:千円・百万円)

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	76,570	79,236	80,605	80,183	79,758	77,810	79,366						
		改善効果額													
		①有収水量の増加													
		②使用料の適正化													
	③収納率の向上														
	④其他( )														
	改善効果額														
	経営の効率化	管理運営費	424,016	496,443	426,862	365,676	274,781	283,869	279,867						
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	23,395	21,542	21,623	12,858	12,785	12,711	12,711						
		改善効果額				8,765	8,838	8,912	8,912	26,515					
⑤職員給与と費の適正化					8,765	8,838	8,912	8,912	26,515						
維持管理費(上記以外)の適正化															
⑥其他( )															
改善効果額															
当初計画改善効果額 合計									26,515						
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)															

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入																			
		改善効果額																			
		①有収水量の増加																			
		②使用料の適正化																			
	③収納率の向上																				
	その他④( )																				
	改善効果額																				
	管理運営費																				
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの																				
	改善効果額																				
⑤職員給与費の適正化																					
維持管理費(上記以外)の適正化																					
その他⑥(積算システム維持管理経費)										711	0			0	0	0	0	0	0		
改善効果額										711				711	711	711	711	711	3,555		

- 注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。
- 2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行14列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列)÷(有収水量)

- ・使用料収入
  - 法適用事業 = 20表01行03列
  - 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
  - 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
  - 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限り。)

延長計画改善効果額 合計 A	3,555
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	71,786
A + B + C	75,341
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	75,341

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方

○ 民間委託の取組状況

○ その他に記入された項目に関する取組等